

学校いじめ防止基本方針

（いじめの定義）

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、「いじめは決して許されない」ということを児童及び教職員が共通意識を持ち、さらに、保護者・地域関係者と連携を図りながら、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、組織的に取り組むこととする。

（児童の責務）

いじめは決して行ってはならず、また放置してはならない。

（学校及び教職員の責務）

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、以下に定める基本施策を踏まえ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、組織的に、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめの防止・年間計画の作成

- ア 絆づくり、居場所づくり、集団作りの取組推進
- イ わかる授業づくり
- ウ 規範意識の醸成、児童会活動の活性化、体験活動の充実

② いじめの早期発見のための措置

- ア 絆づくり、居場所づくり、集団作りの取組推進
 - ・ 児童生徒対象 生活アンケート 年3回（6月、10月、2月）
 - ・ 個人懇談会、学級懇談会、学年懇談会 等

イ いじめ相談体制

- ・ 通報、相談窓口の設置
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童への情報モラル教育
- ・ 保護者啓発

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

＜構成員＞

校長、教頭、生活指導担当、学年担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

＜活動＞

- ・ 年間計画の作成に関すること
- ・ いじめの防止等の取組検証、評価に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童への指導に関すること
- ・ 校内研修に関すること
- ・ その他、いじめ防止に関すること

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った児童に対し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、別室等において学習させる措置を講ずる。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所管警察署等と連携して対処する。

③ 「ネット上のいじめ」への対応

ア 「ネット上のいじめ」の発見

- ・ 「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者、地域の方、一般市民からよることが考えられるので、情報提供者本人から直接聞き取りを行い、いねいに記録する。その際提供者の連絡先を確認し、その守秘を約束する。

イ 書き込み内容の確認と保存

- ・ 書き込みのあった掲示板等の URL を控え、書き込みを印刷するなどして内容を保存する。書き込みの内容が緊急性を要する場合などは、関係機関に連絡し、援助を得る。

ウ 書き込みへの対応

- ・ 掲示板等の管理者やプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除要請

を行うなど、被害にあった児童や保護者の意向を尊重するとともに、児童保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察や法務局・地方法務局等、外部機関と連携して行う。

エ 児童への指導

- ・情報モラル教育を進め、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

④ 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が疑われる時点で、島本町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対応する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。調査の主体は、教育委員会とする。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) その他の留意事項

① 保護者・地域関係者との連携等

- ア 学校基本方針の策定に当たっては、保護者・地域関係者からの参画を得る。
- イ いじめの問題の重要性の認識を広め意識啓発を図るため、学校いじめ防止基本方針を学校 HP 等で公開する。

② 学校教育自己診断における取組検証

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を的確に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

(別添)

資料1	いじめ防止等に関する年間計画
資料2	「児童生徒の問題行動への初期対応マニュアル」いじめの対応
資料3	いじめ事案への対応のポイント
資料4	重大事案調査マニュアル
資料5	問題行動対応チャート

令和7年度 いじめ防止に関する年間計画

島本町立第一小学校

	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	校内研修 ぽかぽかタイム（通年）	なかまのつどいⅠ	個人面談	
5月			全日参観	全日参観 学校協議会
6月	学級実態交流会 いじめ防止授業	なかまのつどいⅡ		
7月	学期末集計		個人懇談	学校協議会
8月	校内研修			
9月				
10月	学級実態交流会			
11月	土曜（人権）参観		土曜（人権）参観	土曜（人権）参観 学校協議会
12月	学期末集計	人権のつどい	個人懇談	
1月				
2月	学級実態交流会 検証・総括	なかまのつどいⅢ	参観 学級懇談	
3月	学年末集計			学校協議会

いじめ防止対策委員会 定例)

生活アンケート

生活アンケート

学校教育自己診断

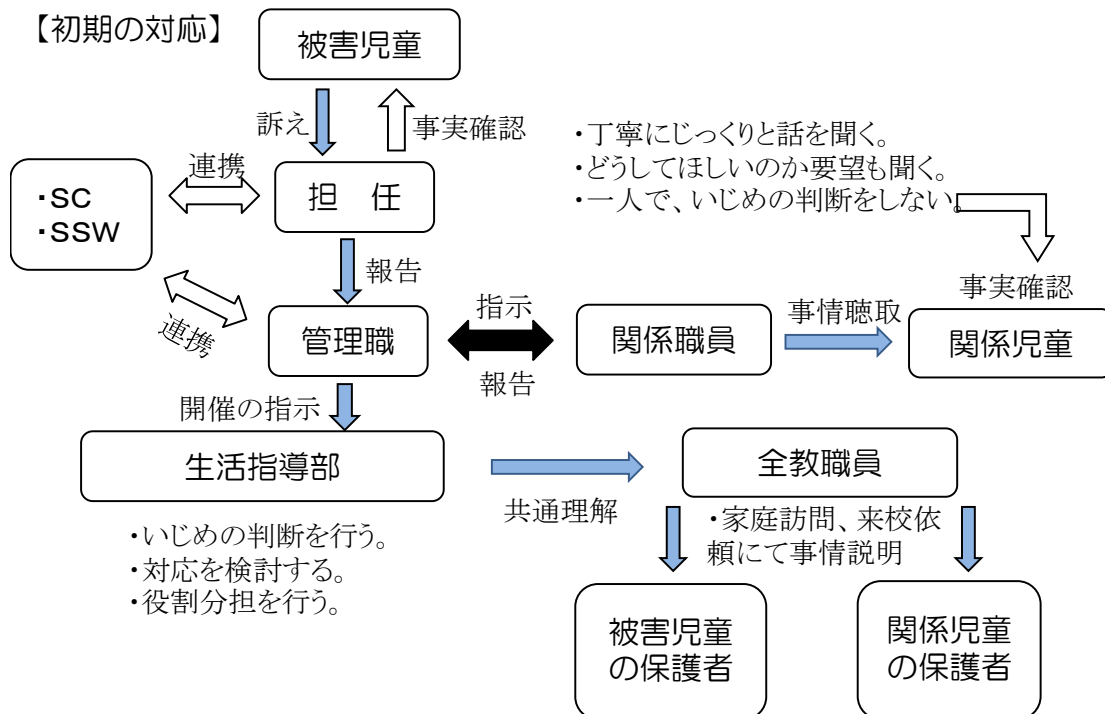
生活アンケート

資料2 「児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル」より

1. いじめ

< 具体的事例 >

担任をしている5年生児童が、同じクラスの4人の児童に無視され、悪口を言われていると訴えてきた。



【初期対応の留意事項】 ＊大阪府教育委員会「いじめ対応プログラムⅠ」より（平成19年6月参照）

○いじめを訴えてきた児童への対応

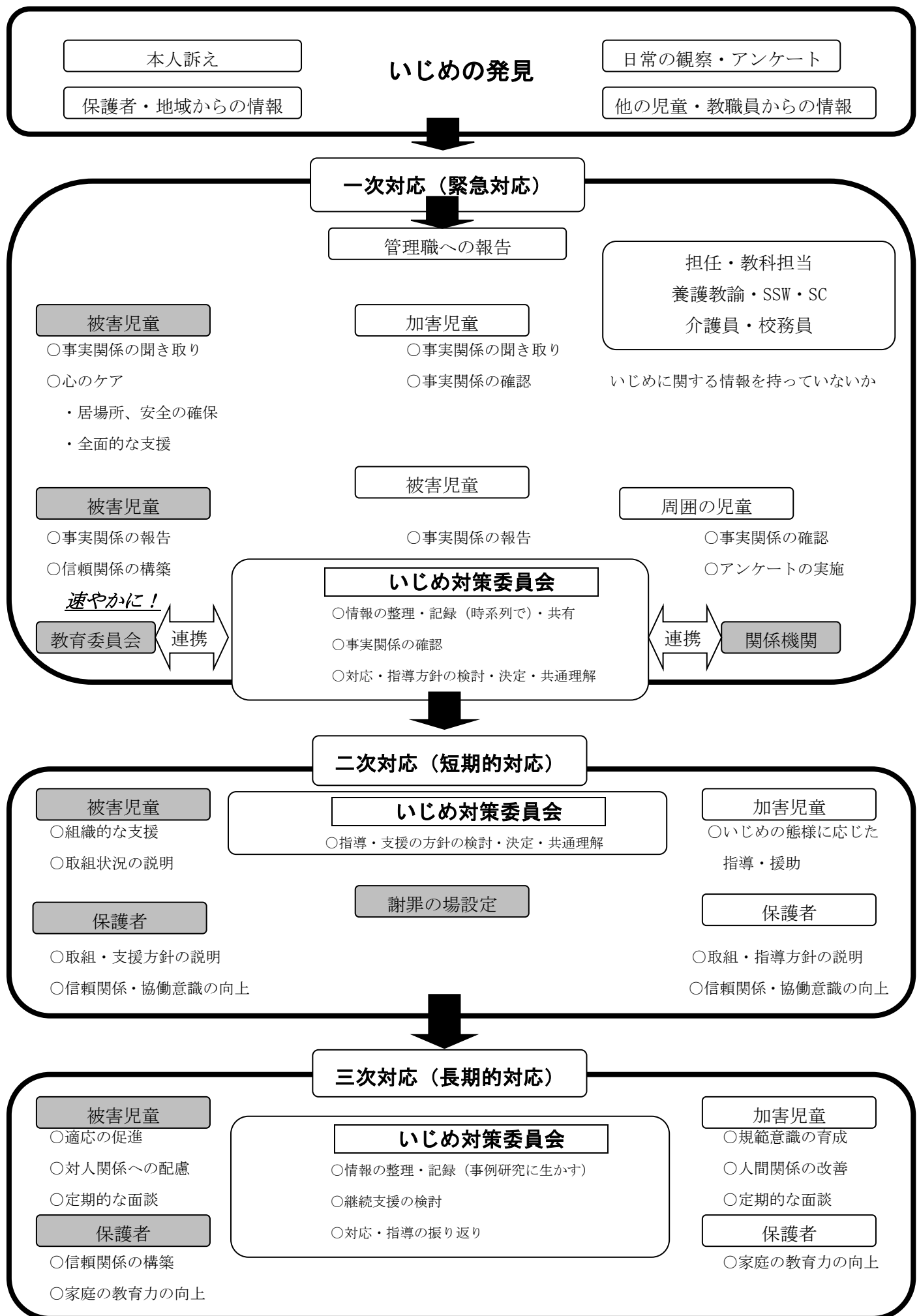
- ・どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。
- ・本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

○いじめたと訴えられた関係児童への対応

- ・いじめたと決めつけて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実を正確に把握する。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行いながら、全体像をつかむ。

○人権仲間づくり部

- ・事実関係から、いじめの実態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるような詳細な役割分担を行う。
(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。
(複数対応、電話では済ませない。)



【一次対応（緊急対応）】

I. 事実関係の把握

- (1) いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた、見た）か」を、具体的に聞き取り記録する。
- (2) 聞き取り結果は、時系列に整理する。
- (3) 児童生徒の心情に配慮しながら話を聞く。
 - ①信頼関係のある教師等が対応するなど、組織的に対応する。
 - ②心情に配慮しながら共感的に聞き取りを行う。
 - i. 児童の立場や発達段階を考慮して、ていねいに聞き取りをする必要があり、本人の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くようにする。
 - ii. 自分のことを心配し、守ってくれる人がいるという安心感を持たせ、心のケアを図る。
 - iii. 教師や保護者が知っている事実と、被害者本人が感じている認識にずれがある場合もあるので、心情に寄り添いながらも「いつ、どこで、誰に、何をされたか」という具体的事実をしっかりと聞きとる。
- (4) 教師の気づき、保護者や地域住民からの情報などから、いじめがわかった時は、すぐに情報提供者から聞き取りを行い、迅速に事実確認を行う。

II. 関係者への報告・連絡・相談

- (1) 事実確認後、時系列に整理した資料を準備して、速やかに管理職及び関係職員に報告する。
- (2) いじめ対策委員会を開催し、事実確認を行うとともに、今後の対応、指導を検討する。
- (3) 被害、加害児童の保護者に、事実関係と今後の対応を正確に伝える。
 - i. 保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問をするなど、直接話をする。
 - ii. 被害児童の保護者に対しては、「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ということを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮しながら、信用が得られるように配慮する。
- (4) 事案に応じて警察などの関係機関と連携することで、問題を客観的に捉えなおしたり、事実の正確な確認に役立てる。

【二次対応（短期的対応）】

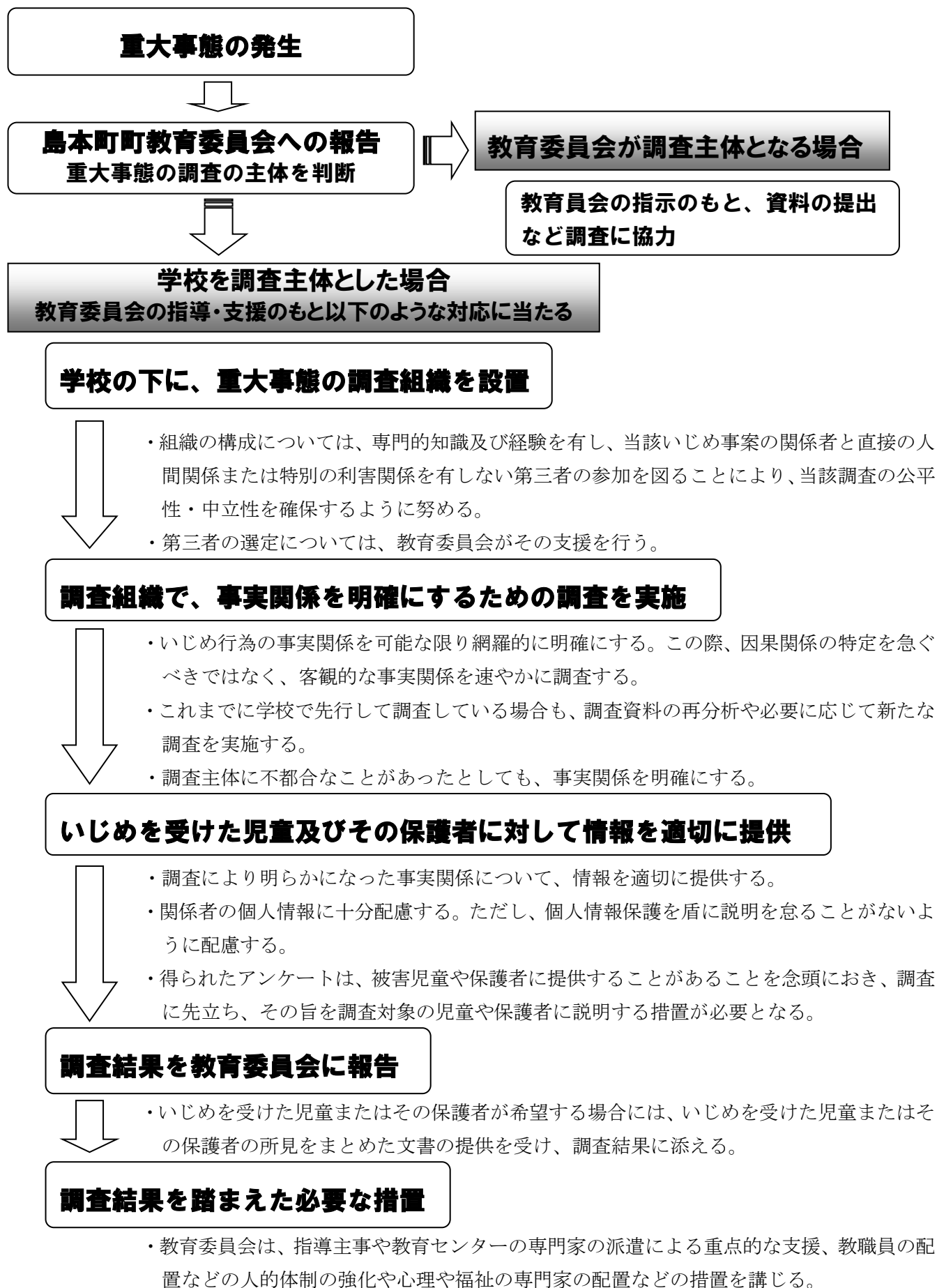
I. 支援体制の確立

- (1) いじめ対策委員会を開催し、経過の報告及び支援体制の確立を検討する。
- (2) 被害児童と最も信頼関係ができていた教師を中心とした支援体制を確立する。
- (3) 指導・支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解する。
- (4) 組織的に対応を進めるが、役割分担を明確にするとともに、情報を共有しながら支援を進める。
- (5) 被害、加害児童の保護者に、現在の状況や今後の対応や指導、支援の方針を伝える。
- (6) 関係機関を有効に活用する。

【三次対応（長期的対応）】

I. 児童への継続的支援と集団への適応

- （１）いじめ対策委員会を開催し、いじめへの対応、指導について整理、検討しながら長期的視点での支援や指導の方針を検討する。
- （２）日常的な観察やチェックリスト等を活用したり、定期的なアンケート調査等を実施することで、継続した観察を行い、保護者に対しても定期的な連絡を行う等十分な支援、連携を行う。
- （３）被害児童の心の傷は、本人の捉え方によって違いがある。また、いじめが解決したとみられる場合でも、いじめが継続していたり、相手をかえて再発したりすることが考えられる。したがって、被害児童の対人関係能力の向上や改善のために、スクールカウンセラー等の協力のもと、児童の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニング等を行うことも検討する。

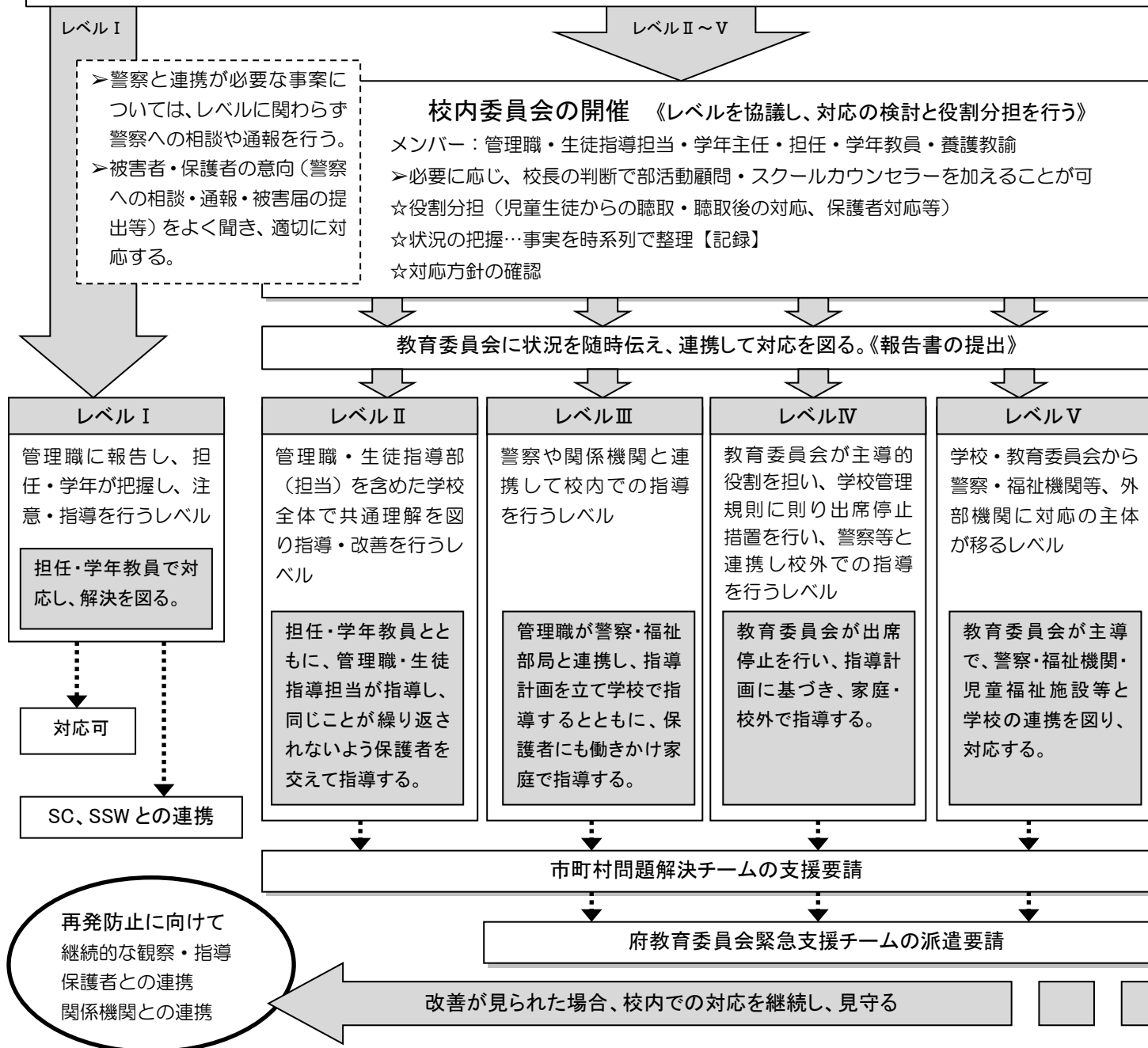


ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)

◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も 30 分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治 3 カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

1) 学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法によって、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために、カウンセリングにより問題解決を図る。

※週1回全公立中学校に配置。校区の小学校も活用が可能。

2) 市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。また、家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し、教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

※年度当初に担当SSW及び年間派遣回数を決め、中核市を除く全市町村教育委員会へ派遣。状況に応じ年度途中の派遣回数の増加も可能。

○スクールロイヤー（SL）

スクールロイヤーは、いじめや暴力行為等の事案への早期対応、早期解決を図るため、関係機関と連携した支援や再発防止等について、司法の観点を踏まえた対応について、市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、担当スクールロイヤー（弁護士）を定め必要に応じて派遣等を行う。

○学校体制支援リーダー

学校体制支援リーダー（校長OB）は、生徒指導が困難な状況にある公立小・中学校において、問題行動の状況や生徒指導体制の現状を把握するとともに、市町村教育委員会指導主事及び管理職等と相談しながら今後の取組のプランを作成し、専門家の活用や地元警察署や少年サポートセンターとの連携の助言・調整を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じ、当該小・中学校に集中的に派遣。必要に応じて、緊急支援チームのスタッフともなる。

3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

※市町村教育委員会の要請に応じて、府教育委員会指導主事・臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等から必要な分野の専門家を緊急支援チームとして編成し、市町村教育委員会及び学校に緊急派遣する。

〈構成メンバーと役割〉

- 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉

